

名 称 DRAGON クラス全日本選手権大会 2013
期 日 2013 年 10 月 25 日(金)～27 日(日)
公 認 公益財団法人日本セーリング連盟
共同主催 日本 DRAGON クラス協会
一般社団法人関西ヨットクラブ
新西宮ヨットハーバー株式会社
開催場所 兵庫県西宮市

SAILING INSTRUCTIONS

1. 規則

1-1 本レガッタには『セーリング競技規則 2013-2016(RRS)』に定義された規則を適用する。

1-2 DRAGON クラスルールを適用する。(但し、以下を変更する。)

クラスルール 12.20 に次の文章を追加する。

「例外として、レースコミッティーは各艇に GPS を配布し、各艇の航跡を取ることが出来る。但し、各艇が、この GPS を操作したり、使用したりすることは禁止する。

1-3 NOTICE of RACE と SAILING INSTRUCTIONS に矛盾が生じた場合は SAILING INSTRUCTIONS を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、KYC1 階 ウェットバー前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 出艇申告

3-1 各レースの出艇申告は、所定の用紙に記入の上、レース本部に提出すること。

3-2 乗員が事前に確定しているレース分は、一括して提出することができる。以後変更が生じた場合は、10 月 27 日 09:00～09:10 にレース本部で変更申請を行うこと。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。但し、レース日程の変更(一日目は変更しない)は、発効する前日の抗議受付締切時刻までに掲示する。

5. 陸上で発する信号

5-1 陸上で発する信号は、各日の出艇申告受付開始前から抗議受付締切時刻の間、レース本部前のポールに掲揚する。

5-2 AP 旗が音響二声と共に掲揚された時は(降下の時は音響一声)、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP 旗を変更している。

6. レース日程

6-1 シリーズは 2 日間でソーセージコース 6 レースを予定する。

6-2 各日のレース数はレースコミッティーの裁量に任せられる。

6-3	10 月 25 日(金)	13:00～17:00	インスペクション
	10 月 26 日(土)	09:00～09:20	受付、出艇申告
		09:20	艇長会議
		10:55	予告信号
	10 月 27 日(日)	09:00～09:10	出艇申告
		10:25	予告信号
		16:00	表彰式(KYC1F ウェットバー)

7. クラス旗

クラス旗は DRAGON クラス旗を用いる。

8. レースエリア

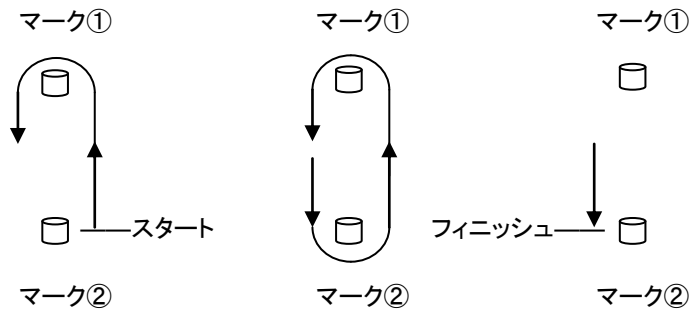
大阪湾西宮沖水域

9. コース

9-1 コースは下図の通りとし、回航又は通過すべきマークの順序、及び各マークの通過する側を含むコースを示す。

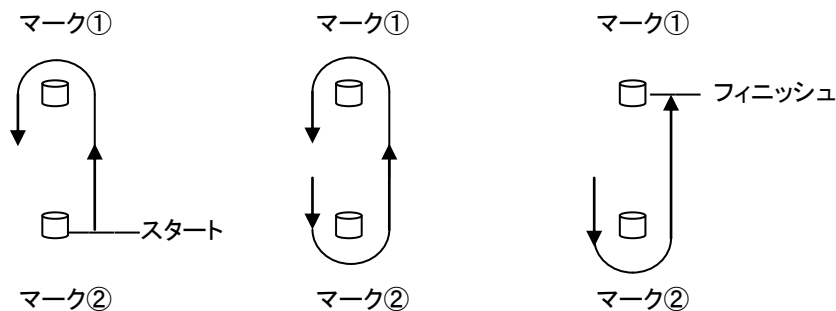
コース 1(4 レグ)

スタート—マーク①—マーク②—マーク①—フィニッシュ



コース 2(5 レグ)

スタート—マーク①—マーク②—マーク①—マーク②—フィニッシュ



9-2 レースコミッティーの信号艇に数字旗①を掲揚した場合、コース 1 を帆走すること。数字旗②を掲揚した場合、コース 2 を帆走すること。

9-3 予告信号以前に、レースコミッティーの信号艇にマーク②からマーク①へのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。

10. マーク

10-1 マーク①およびマーク②(スタートマークとフィニッシュマークを兼ねる)はオレンジ色の直径約 2m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを使用する。

10-2 指示 12、「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②は同型の緑色である。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

11. スタート

11-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。

11-2 スタートラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。

11-3 スタート信号の 5 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは付則 A4 を変更している。

11-4 マーク①が設置されていない場合、マーク①はレースコミッティーの信号艇に掲示された位置にあるものとみなす。

11-5 その日の次のレースの予告信号は、レースコミッティーの信号艇に掲揚されている、R旗の降下(反復音響信号とともに)の、1 分後に発せられる。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。これは、規則33 を変更している。

13. フィニッシュ

- 13-1 コース1の場合、フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲げたポールと、ポートの端のマーク②との間とする。
- 13-2 コース2の場合、フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲げたポールと、ポートの端のマーク①の間とする。
- 13-3 コース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲げたポールとコースの最も近いマークとの間とする。
- 13-4 レースコミッティーが、その日の続くレースのスタートを予定する場合、レースコミッティーの信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に、R旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

13. フィニッシュ

- 13-1 コース 1 の場合、フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲げたポールと、ポートの端のマーク②との間とする。
- 13-2 コース 2 の場合、フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲げたポールと、ポートの端のマーク①の間とする。
- 13-3 コース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲げたポールとコースの最も近いマークとの間とする。
- 13-4 レースコミッティーが、その日の続くレースのスタートを予定する場合、レースコミッティーの信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に、R旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

14. ペナルティー方式

規則 44.1 を『2 回転ペナルティー』から『1 回転ペナルティー』に置き換える。

15. タイムリミット

スタート信号後 120 分、または先頭艇がスタート信号後 120 分以内にフィニッシュした場合は、そのフィニッシュ後 30 分、のいずれか遅いほうの時刻までにフィニッシュしなかった艇は DNF と記録される。これは規則 35 と A4 を変更している。

16. 帰着申告

その日の最終レースのフィニッシュをもってその艇の帰着とする。

17. 抗議

- 17-1 抗議書は、レース本部で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、その日の最終レース終了後 90 分以内にレース本部に提出されなければならない。
- 17-2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 17-3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議受付締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。
- 17-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 17-5 指示 3、19、20、22 および 23 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略号は、DPI である。

18. 順位、得点、及び大会の成立

- 18-1 スクラッチレースとし、着順の早い艇を上位とする。
- 18-2 シリーズが成立するためには、2 レースを完了することを必要とする。
- 18-3 すべてのレースをカウントする。これは付則 A2 を変更している。

19. 安全規定

- 19-1 衣類または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、水上にいる間は常に規則40 を適用する。この項は、第4 章前文を変更している。
- 19-2 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレースコミッティーに伝えること。

20. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と SAILING INSTRUCTIONS に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

21. 運営艇

21-1 運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。

21-2 PROTEST 旗、INSPECTION 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

22. 支援艇

チームリーダー、コーチその他の支援要員は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはレースコミッティーが延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにはならない。これに違反した場合、その支援艇に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

23. 上架の制限と泊地

艇は、各艇の最初のスタート後、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。また、レース期間中は新西宮ヨットハーバー内の指定された場所に係留すること。

①レースコミッティーの事前の許可書があり、その条件による場合。

②緊急の場合。但し、事後にレースコミッティーを納得させる義務があり、これができない場合は、ペナルティーが課せられることがある

24. 無線の使用

緊急の場合を除き、艇はレース中無線送受信を行ってはならない(指示 1-2 の追加箇所を除く)。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

25. 賞

山縣杯	第1位
一般社団法人関西ヨットクラブ杯	第1位～第3位
新西宮ヨットハーバー株式会社杯	第1位

26. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4[レースをすることの決定]参照。主催団体等は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。